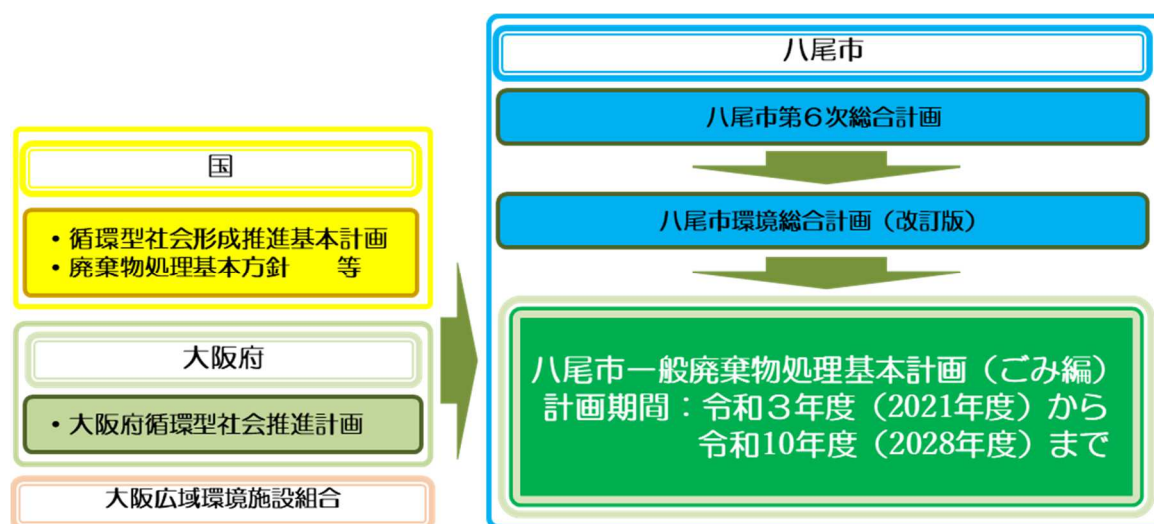


## 1. 計画改定案について

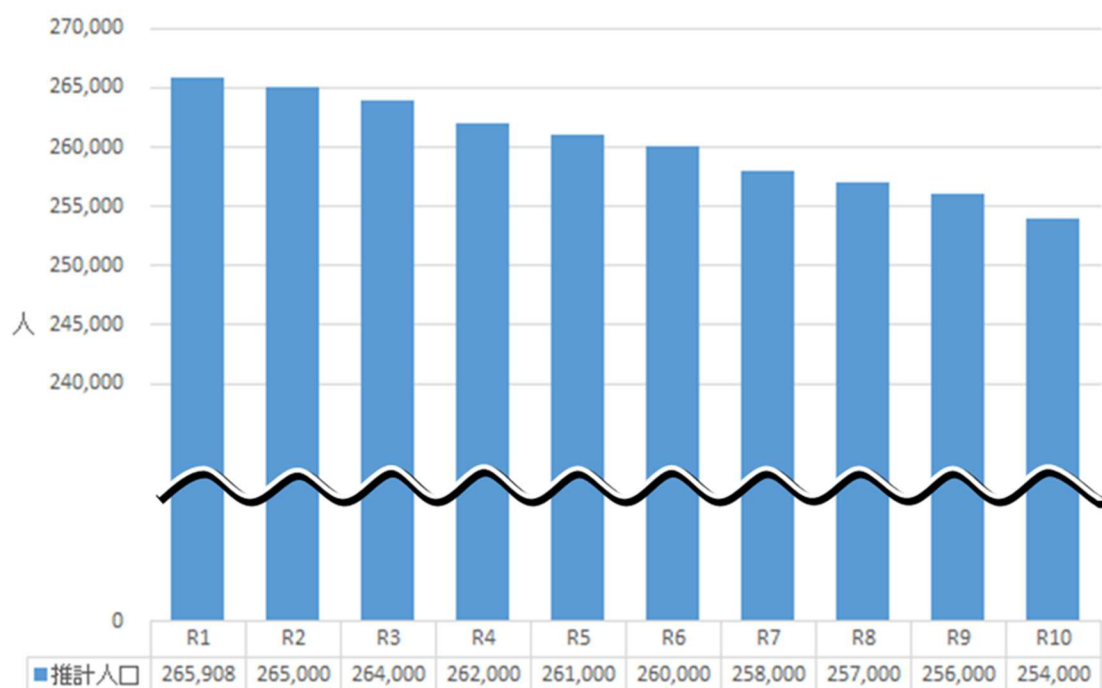
### (1) 計画の位置付け

「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」(以下、「本計画」という。)は、八尾市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国や大阪府、大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、今後の廃棄物行政における八尾市の方向性を定めたものです。



### (2) 人口推計と今後のごみ量の推計

現在策定中である第6次総合計画基本構想・基本計画(素案)では、令和10年度の人口を254,000人と約12,000人減少すると推計していることから、八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)においても、以下のグラフのとおり推移していくものとして考えます。



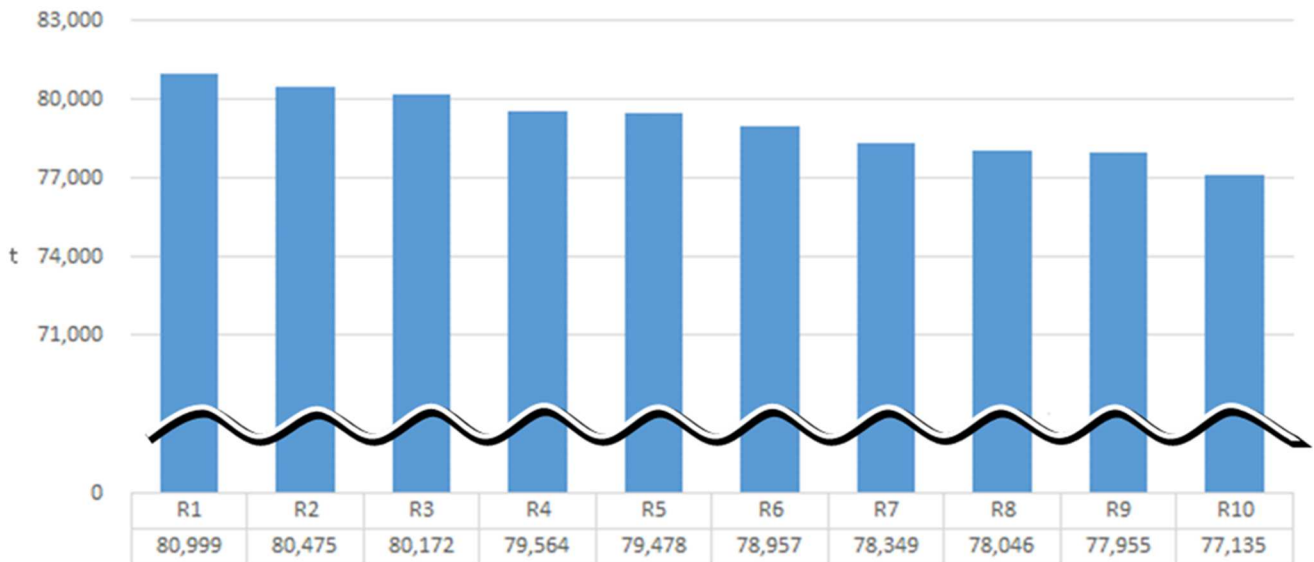
※グラフの数値は第6次総合計画基本構想・基本計画(素案)の数値を使用

※令和元年度のみ令和2年3月末現在の人口

令和元年度実績の1人1日当たりのごみ排出量が 832gですので、この値と推計人口を踏まえた、ごみ排出量の推計は以下のグラフのとおりです。令和10年度には、令和元年度と比較して、約 3,900t減少することが見込まれます。

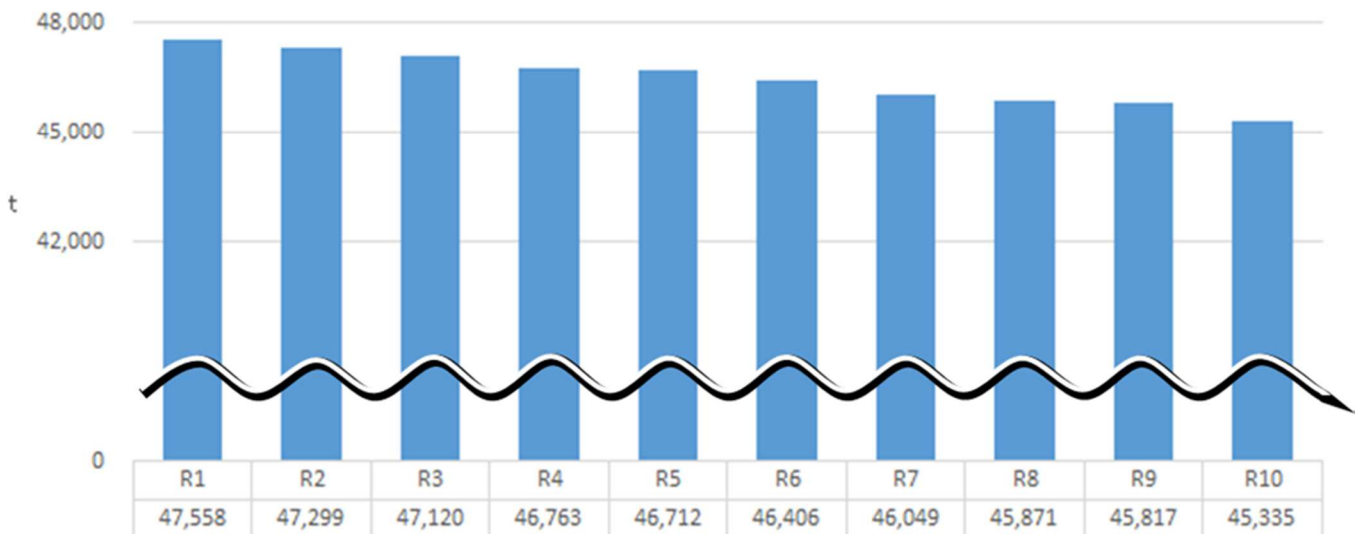
ただし、これは、1人1日当たりのごみ排出量が令和元年度と同値と仮定した場合ですので、この値が減少するほど、総量はさらに減少します。

● ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)の推計



そのうち、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、489gです。上記と同様の方法で算出すると、以下のグラフとなります。令和10年度には、令和元年度と比較して、約 2,200t減少することが見込まれます。

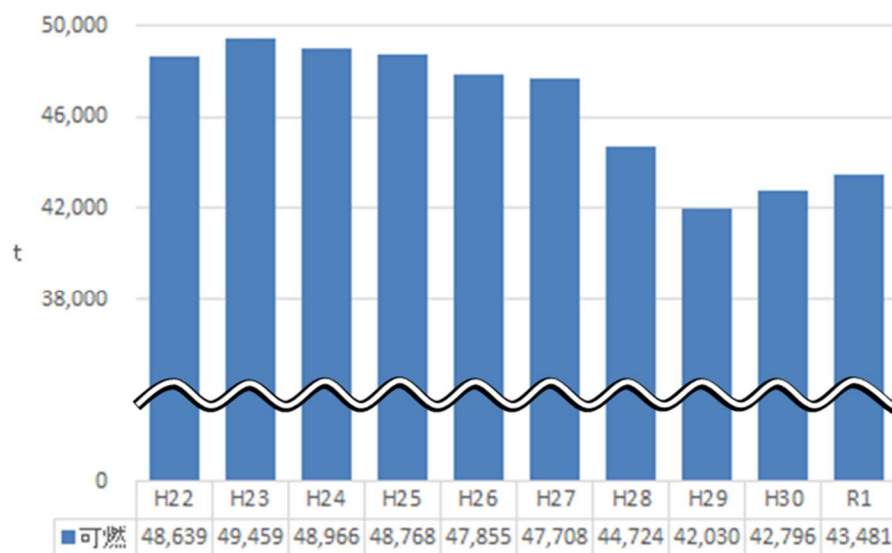
● 家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源化されたもの等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)の推計



### (3) 収集量の推移(可燃(燃やす)ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル)

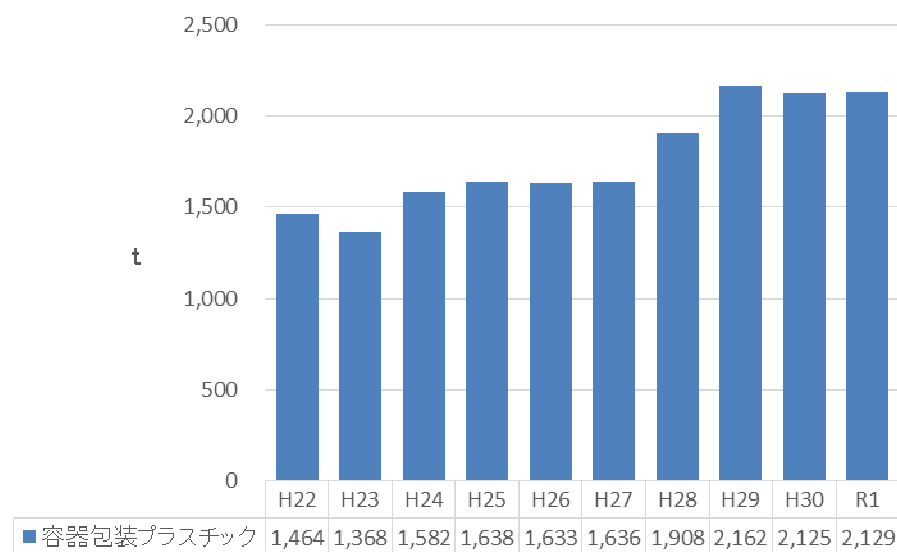
平成 22 年度から令和元年度までの可燃(燃やす)ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトルの収集量の推移です。可燃(燃やす)ごみの収集量は、8年前の平成 23 年度と比較して、約 6,000t減少しています。特に平成 28 年度に指定袋制度の見直しを実施した後は、著しく減少しています。

#### ● 可燃(燃やす)ごみの収集量



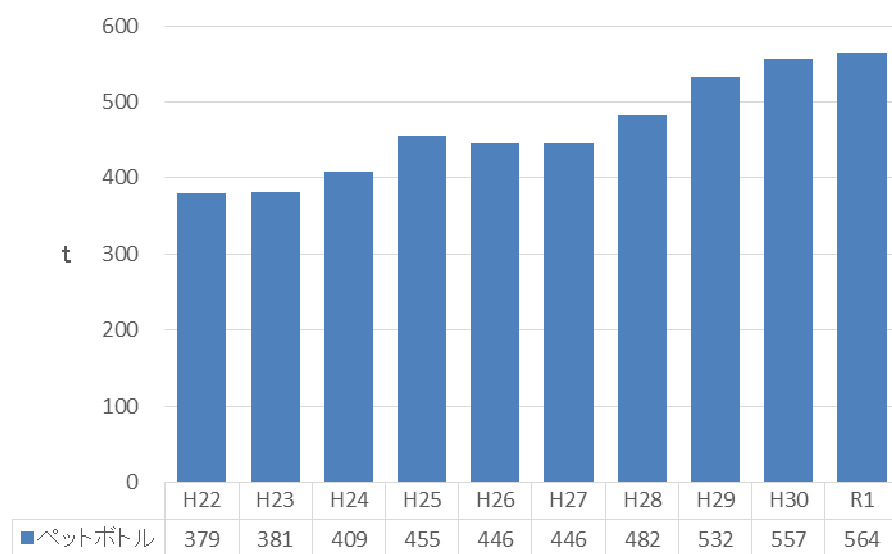
容器包装プラスチックは、約 670t増加しています。平成 28 年度の指定袋制度の見直しの他に、平成 24 年度に収集回数を月 2 回から週 1 回に変更しています。

#### ● 容器包装プラスチックの収集量



ペットボトルは、約 190t増加しています。

● ペットボトルの収集量



#### (4)可燃(燃やす)ごみの組成

可燃ごみの組成の調査結果は以下のとおりです。令和元年度で見ると、紙類が31.69%、厨芥類が37.69%と合わせて約7割を占めています。また、リサイクル可能な紙類が15.34%、リサイクル可能なビニール等が7.98%、食品ロスが17.82%あり、これらは本来、可燃ごみで処理すべきものではありません。繊維類等、他の品目も合計すると46.38%あり、令和元年度の可燃ごみ収集量で換算すると、可燃ごみで処理すべきでないものが約20,000tも含まれている計算になります。これまでの取り組みにより、市民のみなさまにごみの分別や減量に対する意識が浸透してきたと言えますが、組成分析調査の結果から、より一層ごみの分別や減量を進めていく余地は十分にあるとも言えます。

※ 令和元年度の可燃ごみ収集量：43,481t

##### 可燃(燃やす)ごみ 調査結果

		組成割合(湿重量比)(%)				
		平成27年度 (%)	平成28年度 (%)	平成29年度 (%)	平成30年度 (%)	令和元年度 (%)
可 燃 類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	(内リサイクル可能物)	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	(内リサイクル可能物)	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	(内リサイクル可能物)	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	(内食品ロス)			18.24	17.17	17.82
その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30	
不 燃 類	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	(内リサイクル可能物)	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	(内リサイクル可能物)	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
(内リサイクル可能物)	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15	
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	



## ●品目ごとの推計量

品目	組成割合	推定量	本来の排出方法、取り組み
リサイクル可能な紙類	15.34%	6,670t	有価物集団回収
リサイクル可能なビニール等	7.98%	3,470t	容器包装プラスチック、ペットボトル
食品ロス	17.82%	7,748t	食品ロスを発生させない取り組み

※推定量は、令和元年度可燃ごみ収集量から算出



調査の様子



リサイクル可能な紙類(チラシ)



リサイクル可能なビニール等(レジ袋)



食品ロス(手が付けられていない食品)

## (5) 計画期間

本計画は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、8年後の令和10年度(2028年度)を最終目標年度として検討しております。令和6年度(2025年度)を中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。

令和3年度 (2021) 初年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 中間目標	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 最終目標
← 前期 →				← 後期 →			

## (6) 基本理念案

### 基本理念(案)

+1(プラスワン)で未来へつなぐ 循環型都市『やお』

※+1(プラスワン)・・・市民、行政、事業者それぞれが、循環型社会の実現に向けて、もう一つの取り組みの実践してもらうこと。「新しく始める」「今まで続けてきたことを継続する」「人に広める」など、取り組みの内容は問わない。小さな取り組みでも、それらが集合すれば、大きな成果につながる。

### 基本方針(案)

- I. パートナーシップの構築
- II. 持続的に発展可能なシステムへの転換
- III. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
- IV. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
- V. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

### 【参考】現計画(平成24年度～令和2年度)

#### 基本理念

みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』  
～ごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、資源が循環するまちを目指して～

#### 基本方針

- I. パートナーシップの構築
- II. 持続的に発展可能なシステムへの転換
- III. 循環型システムの構築
- IV. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
- V. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
- VI. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

## (7)目標案

令和10年度(2028年度)までに、

- ・ 資源化されている量を除くごみ処理量 57,000t (令和元年度 69,864t)
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 420g (令和元年度 489g)

## (8)新計画における目標達成のための取り組み案

基本方針Ⅰ パートナーシップの構築		
施策	主な取り組み	前期計画から
(1) 市民、事業者及び行政等の相互理解と協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量推進員制度の充実</li> <li>●排出事業者への情報提供の充実</li> </ul>	継続
(2) ごみ・環境問題に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な手法による情報提供</li> <li>●対象を明確化した情報提供</li> <li>●継続的でわかりやすい情報発信</li> </ul>	継続
(3) 自治体間の連携・協力による施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪広域環境施設組合との連携強化</li> <li>●自治体相互間の連携強化</li> <li>●国、府等関係機関への要望</li> </ul>	継続
(4) 全庁的な取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量・資源化を推進する関係部門との連携強化</li> <li>●職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上</li> <li>●環境に配慮した事務事業の推進</li> </ul>	継続
基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換		
施策	主な取り組み	前期計画から
(1) ごみの少ない、ものを大切に するライフスタイルの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拡大生産者責任制度(EPR)の展開</li> <li>●リユース機会の提供</li> <li>●環境に配慮した製品等の購入促進</li> </ul>	継続
(2) 資源を有効活用する事業 活動、店頭等における資源回 収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進</li> <li>●他の品目の研究、回収実施</li> <li>●公共施設等における拠点回収の整備</li> </ul>	統合 継続
(4) 再生紙等の再生品の利用 拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者へ再生品等に関する情報提供と使用の促進</li> </ul>	継続



## 基本方針Ⅲ. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

施策	主な取り組み	前期計画から
(1) 排出者責任の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者向けの啓発活動の実施</li> <li>● 事業系指定袋制度の運用</li> </ul>	継続
(2) 事業者に対する減量指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用</li> <li>● 減量指導実施体制の整備</li> <li>● 事業系一般廃棄物の分別指導の強化</li> </ul>	継続
(3) 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者への搬入物検査の強化</li> <li>● 搬入物結果に基づいた排出事業者に対する指導の実施</li> </ul>	継続
(4) 食品廃棄物の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系一般廃棄物収集運搬許可制度との整合</li> </ul>	継続
(5) 資源化可能物の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ</li> </ul>	新規

## 基本方針Ⅳ. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

施策	主な取り組み	前期計画から
(1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境教育、環境学習の充実</li> </ul>	継続
(2) 生ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ堆肥化の推進</li> <li>● 生ごみの水切りの推進</li> </ul>	継続
(3) 食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売店との連携</li> <li>● 学校との連携</li> </ul>	新規
(4) プラスチックごみ削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エコバッグ、マイボトル使用率の向上</li> <li>● 関係部署との連携</li> </ul>	継続 名称変更
(5) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団回収に関する情報提供の充実</li> <li>● 奨励金制度の継続</li> <li>● 未実施地区への実施の支援</li> <li>● 排出ルート整備</li> </ul>	前計画Ⅲから 継続

## 基本方針VI. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

施策	主な取り組み	前期計画から
(1)資源化の推進と適正処理、市民・社会ニーズに適した効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討</li> <li>●効率的な分別収集体制の整備</li> <li>●高齢者等のごみ出しへの支援事業の推進</li> <li>●環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入</li> <li>●家庭用指定袋制度の充実</li> <li>●職員研修の実施</li> </ul>	統合 継続
(2)既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪広域環境施設組合八尾工場との連携</li> <li>●八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底</li> <li>●八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底</li> <li>●大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)との連携</li> </ul>	継続
(3)将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討</li> <li>●大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)の事業継続の要望</li> </ul>	継続 名称変更
(4)不法投棄等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄に関する対策の推進</li> <li>●関係機関と連携したパトロールの実施</li> <li>●八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議の開催</li> <li>●道路・公園等の美化の推進</li> <li>●資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進</li> </ul>	継続
(5)災害時における廃棄物処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●八尾市災害廃棄物処理計画の見直し検討</li> </ul>	継続